

判決年月日	平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成20年（行ケ）10251号		
○意匠に係る物品を「ビールピッチャー」とする意匠登録出願（部分意匠）の拒絶査定不服審判請求について，引用意匠と類似することを理由に審判請求不成立とした審決を取り消した事例			

（関連条文）意匠法3条1項3号

原告は，意匠に係る物品を「ビールピッチャー」とする意匠登録出願（部分意匠。登録を受けようとする意匠を「本願意匠」という。）をしたが，拒絶査定を受け，拒絶査定不服審判を請求したが，意匠登録第1187522号の意匠の本願意匠に対応する部分（引用意匠）と類似することを理由に審判請求不成立とする審決を受け，審決取消訴訟を提起した。

本判決は，以下のとおり，審決には，本願意匠と引用意匠との類似性の判断に誤りがあるとして，審決を取り消した。

「本願意匠は，折り返し部及び注ぎ口ともに基本的に直線で形成され，全体の縦が長く，注ぎ口を大きくかつ深く，正面視において二重略V字形状を有し，これらの特徴を総合すると規則的であるが，シャープな印象を与える形状といえることができる。

これに対して，引用意匠は，注ぎ口の側方視を除いて折り返し部及び注ぎ口ともに基本的に曲線で形成され，全体の縦の長さが横の長さに比して短く，注ぎ口が小さくかつ浅く，正面視において円弧形状を示し，平面視において，注ぎ口は，手前から先端に進むに従い，曲率半径を変化させ，曲線が多用され，これらの特徴を総合すると，不規則かつ複雑であるが，全体として柔軟で暖かな印象を与えるものといえる。」

「本願意匠と引用意匠とは，意匠に係る物品がいずれもビールピッチャーであり，いずれもその構造が内容器と外容器の二重構造を有するうちの内容器に関するものである他，注ぎ口及び折り返し部を有するという基本的な構成態様において共通する点を有するが，具体的な注ぎ口及び折り返し部の形状態様において，看者に異なる美感を与えているものというべきである。したがって，本願意匠は，引用意匠に類似するということとはできない。」